

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 受 電 場 所 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地
- (2) 使 用 場 所 奈良県立万葉文化館
- (3) 業種および用途 博物館・美術館

## 2. 仕 様

### (1) 電気方式、標準電圧、周波数、受電方式等

- 電 気 方 式 交流3相3線式
- 標 準 電 圧 6,000ボルト
- 計 量 電 圧 6,000ボルト
- 標 準 周 波 数 60ヘルツ
- 受 電 方 式 1回線受電
- 受 電 設 備 しゃ断器 (7.2kV<sup>レ</sup>ルト/600A<sup>ン</sup>ペ<sup>ア</sup>/12.5kVA<sup>ン</sup>ペ<sup>ア</sup>) : 1基  
断路器 (400A<sup>ン</sup>ペ<sup>ア</sup>) : 1基  
高圧引込用負荷開閉器 (7.2kV<sup>レ</sup>ルト/300A<sup>ン</sup>ペ<sup>ア</sup>) : 1基
- 発 電 設 備 (ア) 定格出力 300キロボルトアンペア  
(イ) 台数 1台  
(ウ) 用途 停電時の非常用電源  
(エ) 定格電圧 210ボルト  
(オ) 系統連結の有無 無

### (2) 契約電力、予定使用電力量

- 予定契約電力 302キロワット  
(ただし、その1月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
過去1年間の実績は別紙1のとおり。
- 予定使用電力量 1,049,000キロワット時  
(平成31年2月1日～平成32年1月31日までの使用量見込み)  
月別の予定使用電力量は、別紙2のとおり。
- 通年の電力使用状況  
過去1年間の電力使用実績(契約電力、使用電力量、力率、最大需要電力)は、別紙1のとおり。

### (3) 契約使用期間

平成31年2月1日0時から平成32年1月31日24時まで

(4) 契約金額

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。また、次に掲げる各金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとし、税率が変更された場合はその税率にあわせた金額に変更するものとする。

ア 基本料金

基本料金 (1キロワット、1月当たり) 円

イ 電力量料金

夏季における電力量料金 (1キロワット時当たり) 円

その他季における電力量料金 (1キロワット時当たり) 円

なお、夏季とは、平成31年7月1日0時から平成31年9月30日24時までとする。

その他季とは平成31年2月1日0時から平成31年6月30日24時までと、平成31年10月1日0時から平成32年1月31日24時までとする。

(5) 需給地点

奈良県立万葉文化館敷地内に奈良県が施設した高圧気中開閉器一次側（電源側）接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

(5)に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

(5)に同じ。

(8) 力率等

- 力率保持のため、進相コンデンサーを設置している。
- 力率は、その月の全期間の平均とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。
- 契約期間における予定平均力率は、100%とする。
- フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- 供給者は、その月の平均力率により力率割増を行うことができるものとする。割引・割増の方法については、需要者・供給者が協議の上、定めた約款等によるものとする。

(9) 燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議のうえ定めた約款等によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整費は平成30年10月分の数値を用いるものとする。

(10) 賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、これらを考慮しないこと。